

委託相談支援事業所による生活支援と就労支援の切れ目のない支援

○諏佐 友香（社会福祉法人桐友学園 サポートセンター沼南 訪問型職場適応援助者/相談支援専門員）

1 はじめに

社会福祉法人桐友学園は、昭和39年知的障害児施設桐友学園の入所施設からスタートし、知的障害者更生施設沼南育成園を開設。平成14年知的障害者生活支援事業を開設、翌年4月より職場適応援助者を配置し、軽度知的障害者の就労支援・生活のサポートを担ってきた。平成18年4月委託相談支援事業受託。平成30年4月より地域生活支援拠点受託¹⁾「地域生活支援拠点しょうなん（以下「S事業所」という。）」。訪問型職場適応援助者（以下「訪問型JC」という。）は、千葉障害者職業センターとのペア支援、柏市と松戸市のジョブコーチ派遣事業を受託。

2 地域生活支援拠点について

(1) 概要

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の事情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する（図1）。

具体的な支援内容としては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりが挙げられる。

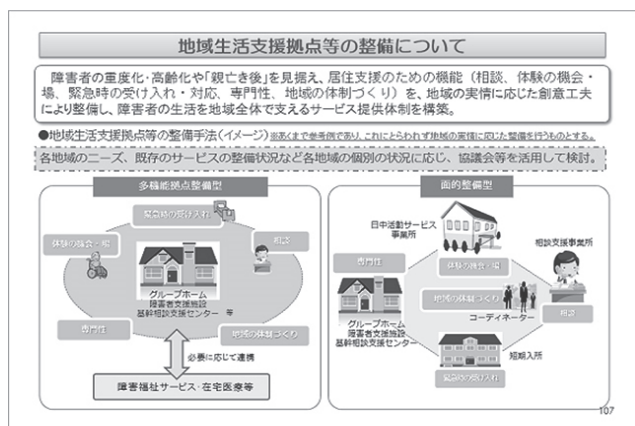


図1 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

(2) 柏市地域生活拠点支援事業におけるS事業所の役割

柏市は4つの地域生活支援拠点がある。S事業所は東部地区を担当しており、旧沼南町のエリアで緑が多く農業も盛んである。我孫子市や印西市が隣接する地域でもあり、足りない社会資源については連携して対応することも多い。S事業所周辺は、古民家や団地と新築一戸建てが混在している。障害者手帳を取得していないが疑いがある方（障害受容していない方も含む）等の相談がある。また地域生活支援拠点事業を受託する以前より、千葉県東葛地区の特別

支援学校と繋がりをもっており、高校3年卒業前に行う個別移行支援会議に参加して、在籍中の様子や今後予想される課題、家庭環境について情報共有する機会にも積極的に参加している。卒業後の支援において、仕事面、金銭面を中心に妊娠、出産、結婚、離婚、成年後見人制度といったライフステージごとに起こりうる課題に対して一緒に考え、ご本人の希望する生活に近づけるような支援を心がけている。また相談支援機関だけでなく、他機関と顔の見える関係作りを構築し、お互いに相談し合えるようなネットワーク作りをしている。訪問型JCとしては、障害者就労・生活支援センターが主催する地域意見交換会に参加し、地域で活動する福祉サービス事業所や医療機関、教育機関と情報共有して地域の特徴を把握するようにしている。

次に、S事業所での支援事例を紹介する。

3 事例

(1) 支援対象者

大学構内の整備職員（障害名：知的障害）

(2) 支援前の状態

2020年3月に特別支援学校卒業。4月より就職するも緊急事態宣言があり、2カ月間の自宅待機を経て、6月よりフルタイムの勤務が開始する。7月当初は特別支援学校進路指導教職員（以下「進路担当者」という。）が訪問し、現状を確認していた。企業担当者より「実習に来た時のように真面目で一生懸命であり、周囲と上手く協力して仕事ができている。」ということであった。進路担当者が後日、高校3年時の担任に聞き取りすると「父親は自営業で母親はパートをしている。キーパーソンは母親であり、手続きや難しい内容の理解は難しい。父親は子育てに関して協力的ではなかった。姉は高校卒業後、在宅で過ごしている。」とのこと。

8月下旬に企業担当者から進路担当者へ「遅刻が増え、様子がおかしい。」と連絡が入る。寝坊して遅れる、作業場へ移動しようとするも数歩前進して後ろ向きに戻ってしまう行動、行動停止、自分の身体が思うように動かないと頭を叩く、大声を出す、幻聴が出てきた、というようなエピソードがあり、進路担当者よりS事業所へ相談が入る。

(3) 具体的ななかかわり

ア 企業訪問による支援

8月下旬に進路担当者と訪問型JCで企業訪問する。支援対象者の状況を確認する。当日は膝を曲げ上げたまま停止する、首を片方に繰り返し傾げる行為が見受けられた。

支援対象者と面談する中で、深夜まで動画を見ていることと眠りが浅く、夜中に何度も起きてしまっているということが分かる。また行動停止や首を傾げる行為についても含めて、医療機関を受診することを提案する。企業担当者より今の状態で勤務することが困難な為、病院からの診断があると良いとの意見がある。訪問型JCが医療機関の調整を行う。9月下旬に初診の予約がとれる。その間企業訪問し企業担当者から状況確認をして、支援対象者が作業している場面を考察する。母親に電話し、通院同行の依頼や家庭での様子について聞き取りを行う。

イ 通院同行による支援

初診日は支援対象者、母親の他に企業担当者、進路担当者、訪問型JCが付き添いをする。通院するきっかけとなった職場でのエピソードを企業担当者から医師へ説明してもらう。家庭での様子について母親に医師が質問すると、慣れない場所での緊張と医師の質問内容に対する意図を理解することが難しかった。初診時より精神安定剤の服薬を開始する。

初回通院後には、①家庭での様子の把握が困難であり、母親が支援対象者の病状について上手く話せないこと。診察時に支援対象者へ医師が質問すると「答えられません」と言うこと。②経済的な面で診療費が払えず、滞納してしまうことが課題である。①については、訪問型JCが付き添いを行うこととなる。事前に企業担当者から職場での状況、母親からは家庭での言動を聞き取り、通院時に医師に説明できるようにした。②については、病院の相談員に経済的な状況を説明し、分割して払えるようにした。また同時に自立支援医療の申請を行うことや、のちに診断書を書いてもらい傷病手当がもらえるように手続きを進めていった。

ウ 休職中の支援

10月中旬頃の受診時には、企業担当者から「病院受診前の状態よりも言動が悪化し職場に行っても仕事にならない。」という状況であることを伝え、医師より仕事を休む提案がでる。進路担当者からの助言もあり通院して体調を整えることになり、適応障害の診断で2カ月休職する。訪問型JCが母親へ聞き取りをしていく中で、家庭で支援対象者と父親の関係が休職期間中に悪化してきたことが分かった。父親は支援対象者の言動の失敗に対して、強く叱責することがあり、またそのような父親の叱責に反応した支援対象者が大声を上げ、頭を叩く自傷行為が激しくなってしまうことがあった。訪問型JCは居住環境についても整える必要性を感じていたが経済的に余裕がなかった為状況を見て、入院や世帯分離も視野に入れていた。しかし現時点では行動には至らず。

12月中旬、支援対象者より「働きたい。」との話がある。症状が改善されていないが経済的理由から復職を強く希望

した為、企業担当者より「本人が希望するのであれば受け入れる。ただし作業ができるような状態でない場合は声をかけさせてもらう。」との話があり、本人も了承した。

エ 復職後の支援

1月より復職。しかし数日後、仕事ができる状態ではないということで訪問型JCへ企業担当者から連絡が入る。また併せて「2月末までに来年の契約更新についての判断を下さなくてはならず、現状は契約更新するのは難しい。本人、保護者へどのように伝えたらよいか分からない。」と相談がある。1月末に訪問型JCが通院同行し、医師へ職場と家庭での状況を現状について伝え、再度1月末から3週間の休職をする。休職期間中を利用して、医師より今の環境を整える目的で『任意入院』の話がでる。しかし経済的な理由で、支援対象者と母親から拒否される。3週間の休職期間を経て、支援対象者より「働きたい。」との希望があったが、契約更新時期が近づいていた為支援対象者には「次に遅刻や仕事ができない症状が出た場合には、契約更新は難しい。」と伝える。職場復帰するも仕事中に頭を叩く行為や行動停止することがあり、3月末まで休職し雇用契約が終了することになる。今後の生活のことを含めて支援対象者、母親、企業担当者、進路担当者との話し合いする機会を設ける。今後は訪問型JCが相談支援員の立場でサポートを担っていくこととなる。

(4) 今後予想される支援

通院して治療と障害基礎年金の診断書作成依頼ができるようにし、経済面の安定を図れるようにする。退職後は福祉サービス利用の申請手続きを行う。そして退職後の書類や手続きについては、企業担当者とやり取りを行う。生活面では同年3月末、父親と母親が離婚し母親と姉、本人の三人暮らしとなり、生活保護の申請をサポートする。母親の代わりに生活保護担当のケースワーカーとも連絡調整を行う。障害者雇用と比較して就労継続支援B型事業所は収入が減る為、継続的に関わり就労に向けての目標を確認し、再度障害者雇用に結びつくようなアプローチをできるようにする。

4 おわりに

雇用継続が困難な場合、企業から離れた後も継続的に支援対象者を支援できるようにする体制は必要不可欠である。また支援対象者が退職することによって、企業の障害者雇用に対するイメージが失敗体験で終わるのではなく、客観的なフィードバックを行い、今後も障害者雇用を取り組んでもらえるような企業との関係づくりや地域づくりをすることも訪問型JCの役割ではないかと感じる。

【参考文献】

1) 地域生活支援拠点等 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)